

(別表)

流山市建設工事総合評価一般競争入札(特別簡易型)落札者決定基準

評価項目	評価基準	加算点																								
<b>【企業の施工能力】</b>																										
官公庁等発注の工事請負回数 (注1、注2)	過去5年間の工事回数5回以上(5点)、3回以上4回以下(3点)、1回以上2回以下(1点)	/5																								
本市の工事成績(過去2年度) (注3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事評価点</th> <th>加算点</th> <th>工事評価点</th> <th>加算点</th> <th>工事評価点</th> <th>加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80点以上</td> <td>12点</td> <td>75点 74点</td> <td>9点</td> <td>69点 68点</td> <td>4点 3点</td> </tr> <tr> <td>79点 78点</td> <td>11点</td> <td>73点 72点</td> <td>8点 7点</td> <td>67点 66点</td> <td>2点 1点</td> </tr> <tr> <td>77点 76点</td> <td>10点</td> <td>71点 70点</td> <td>6点 5点</td> <td>65点 以下</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	工事評価点	加算点	工事評価点	加算点	工事評価点	加算点	80点以上	12点	75点 74点	9点	69点 68点	4点 3点	79点 78点	11点	73点 72点	8点 7点	67点 66点	2点 1点	77点 76点	10点	71点 70点	6点 5点	65点 以下	0点	/12
	工事評価点	加算点	工事評価点	加算点	工事評価点	加算点																				
	80点以上	12点	75点 74点	9点	69点 68点	4点 3点																				
	79点 78点	11点	73点 72点	8点 7点	67点 66点	2点 1点																				
77点 76点	10点	71点 70点	6点 5点	65点 以下	0点																					
工事成績評価点の平均点は、小数点以下第1位四捨五入とする。また、対象となる工事が無い場合には、加算点を0とする。																										
技術者の保有資格 (注4)	当該工事に配置予定技術者の資格 1級技術者(施工管理技士、建築士等)(3点)	/3																								
指名停止 (注5)	市長から指名停止を受けた場合に適用(5点) ・事故等に基づく指名停止(1点から3点) ・贈賄及び不正行為等に基づく指名停止(4点から5点)	/5																								
<b>【地理的条件、地域貢献】</b>																										
営業拠点の所在地の有無	資格審査申請日現在、流山市内に本店又は支店等の営業所あり(2点)	/2																								
災害協定等による活動実績 (注6)	流山市からの要請により、工事公告日から過去2年間に災害対応への出勤実績あり(3点) 流山市との災害協定あり(1点)	/4																								
ボランティア活動実績 (注7)	地域美化活動等のボランティア実績があり(1点)	/1																								
<b>【その他】</b>																										
建設業労働災害防止協会の加入	資格審査申請日現在、建設業労働災害防止協会の加入あり(1点)	/1																								
流山商工会議所への加入	資格審査申請日現在、流山商工会議所への加入あり(1点)	/1																								
女性従業員の雇用 (注8)	女性従業員を雇用している(1点)	/1																								
加算点計 = + +		/30																								
<b>【入札金額による価格点】</b> (注9)	価格点 = (70点 × 最低入札金額 / 入札金額) 価格点は、小数点以下第2位四捨五入とする。 調査基準価格を下回る価格での入札(2点)	/70																								
評価点 = (加算点計) + (価格点)		/100																								

注1 官公庁等とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。

請負工事は、入札参加資格に必要な要件を満たしている完成実績を対象とする。

注2 過去5年間とは、工事公告日から起算して過去5年間とする。

注3 過去2年度とは、資格審査申請日の属する年度を除く、直近の過去2年度をいう。

また、工事成績とは、本市の同業種における過去2年度の工事成績平均とする。

注4 この工事の申請業種である工種に配置できる、恒常的な雇用関係にある技術者の保有資格により判断する。

注5 市長から指名停止を受けた場合に指名停止の日から1年間適用する。流山市入札契約審査会で決定した次の指名停止期間に準じて加算点を減算する。

・事故等に基づく指名停止期間（2箇月以内 1点、2箇月超から3箇月以内 2点、3箇月超 3点）

・贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間（9箇月以内 4点、9箇月超 5点）

注6 工事公告日において、地震、風水害、雪害その他の災害応急対策に関する業務協定書等に基づく活動を対象とする。また、過去2年間とは、工事公告日から起算して過去2年間とする。

なお、流山市からの要請による活動については、災害協定等の有無は問わない。

注7 ボランティア活動とは、自発的に誰もが暮らしやすい豊かな社会を目指して、金銭的な利益を第一に求めることなく社会の課題解決に事業所として取り組む活動をいう。具体的には地域の清掃活動、災害ボランティア、スポーツ大会の警備、学校等の施設点検清掃等を対象とする。なお、ボランティア活動実績の期間は、工事公告日から起算して過去2年間とする。

注8 入札参加申請事業所代表者の1親等以内の血族及び1親等以内の姻族を除き、資格審査申請日において3箇月以上の雇用期間を有し、かつ市内在住の女性職員（パート社員、アルバイト社員、契約社員、嘱託社員）を雇用していること。ただし、社会保険加入者に限る。平成23年8月1日以降に公告を行う工事を対象とする。

注9 入札金額が調査基準価格を下回る価格であった場合は、流山市低入札価格調査実施要領により調査を実施する。

なお、調査基準価格を下回る価格で入札した場合は 2点とする。